

**一般社団法人 日本臨床試験学会 役員選任規定
改訂履歴**

セクション	変更前 平成 30 年 7 月 3 日	変更後 令和 4 年 5 月 23 日
第 2 条(選挙管理委員会)	<p>役員選任に関する事項を管理するため、選挙管理委員会(以下「委員会」)を組織する。</p> <p>2 理事長は個人正会員の中から 2 名の選挙管理委員(以下「委員」)を委嘱する。</p> <p>3 委員は役員選挙の公正かつ円滑な実施を図る。4 委員の任期は 1 期 2 年とする。5 選挙管理委員の互選により委員長を定める。</p>	<p>役員選任に関する事項を管理するため、選挙管理委員会(以下「委員会」)を組織する。</p> <p>2 理事長は個人正会員の中から 3 名以内の選挙管理委員(以下「委員」)を委嘱する。</p> <p>3 委員は役員選挙の公正かつ円滑な実施を図る。4 委員の任期は 1 期 2 年とする。5 選挙管理委員の互選により委員長を定める</p>
第 8 条(立候補者の通知)	<p>委員会は、立候補者が第 4 条に定める被選挙権者であることを確認のうえ、立候補者名 簿を作成する。</p> <p>2 委員会は、選挙日の 21 日前までに選挙人に立候補者名簿を通知する。</p>	<p>委員会は、立候補者が第 4 条に定める被選挙権者であることを確認のうえ、立候補者名 簿を作成する。</p> <p>2 委員会は、選挙日(投票の開始日)までの 10 日前までに選挙人に立候補者名簿を通知する。</p>
第 13 条(補則)	<p>本規定の改廃は、委員会の議決を経て理事会の承認を得る。</p> <p>附則 本規定は、平成 22 年 3 月 8 日から施行する。</p> <p>附則 本規定は、平成 22 年 4 月 30 日から改訂施行する。</p> <p>附則 本規定は、平成 30 年 7 月 3 日から改訂施行する。</p>	<p>本規定の改廃は、委員会の議決を経て理事会の承認を得る。</p> <p>附則 本規定は、平成 22 年 3 月 8 日から施行する。</p> <p>附則 本規定は、平成 22 年 4 月 30 日から改訂施行する。</p> <p>附則 本規定は、平成 30 年 7 月 3 日から改訂施行する。</p> <p>附則 本規定は、令和 4 年 5 月 23 日から改訂施行する。</p>

以上